

広島県告示第六百十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があつたので、同条第四項の規定によって、次のとおり告示する。

令和三年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 申請の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

申請者の氏名又は名称（法人にあつては、代表者の氏名を含む。）	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山 茂幸
申請者の住所又は主たる事務所の所在地	滋賀県湖南市石部口二丁目七番三三号

二 申請年月日

令和三年三月二十六日

三 申請の内容

1 産業廃棄物処理施設の設置の場所

広島県山県郡北広島町大字新氏神七二番地二、七三番

2 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他産業廃棄物の焼却施設

3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、ばいじん、特別管理産業廃棄物である汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及び一・四―ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）、特別管理産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・一・二―トリクロロエタン、一・一・一・三―ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四―ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）、特別管理産業廃棄物である廃酸（水素イオン濃度二・〇以下のもの並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・一・二―トリクロロエタン、一・一・一・三―ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及び一・四―ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）及び特別管理産業廃棄物である廃アルカリ（水

素イオン濃度十二・五以上のもの並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・一・三―ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及び一・四―ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

四 当該申請に係る申請書類等の縦覧の場所、期間及び時間

当該申請に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類について、次のとおり縦覧に供する。

1 縦覧場所

広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課及び北広島町町民課

2 縦覧期間

令和三年六月二十一日から令和三年七月二十日まで。ただし、広島県の休日を含める
条例（平成元年広島県条例第二号）第一条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出先及び提出期間並びに意見書に記載すべき事項

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定によって、次のとおり生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書の提出先

〒七三〇―〇〇〇一 広島県広島市中区基町一〇番五二号 広島県西部厚生環境事務所
所広島支所衛生環境課

2 意見書の提出期間

令和三年六月二十一日から令和三年八月三日まで。ただし、県の休日を除く。

3 意見書に記載すべき事項

(一) 提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) 意見書の対象となる申請の概要（前記一、二及び三に掲げる事項を記載すること。）

(三) 当該施設の設置に関する利害関係の内容

(四) 生活環境の保全上の見地からの意見